

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則(勞政訓練課)

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則(耕地課)

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則(都市計画課)

鳥取県爾鑑定規則を廃止する規則(農蚕園芸課)

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(教職員課)

鳥取県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則(指導課)

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四款 蚕業指導所(第四百十条―第四百二十二条)」を「第十四款 削除(第四百十条―第四百二十二条)」に改める。

第六条第一項の表農林水産部の項中

果樹係・特産蚕糸係
糸係
分室

を 農蚕園芸課

農蚕園芸課

農産係・食糧係・
野菜係・農産経

農産係・食糧係・果樹係・特産蚕
・野菜係・農産経済係・米子蚕業

糸係
分室
に改める。

第九条の二企画課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

第十二条農政課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 農林水産部が分掌する土木工事の入札に関すること。

第十二条農蚕園芸課の項第三号中「養蚕」を「蚕糸業」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号中「蚕業指導所」を削り、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十三条管理課の項中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五 土地開発公社に関すること。

第十三条管理課の項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の施行に関すること。

第三十八条第一項の表中

福祉課	身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・老人福祉司・母子福祉係
福祉課	身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・老人福祉司・母子福祉係・家庭児童相談室

を

に改める。

第一百七条第三項振興課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第一百八条中「蚕業指導所」を削る。

第四章第五節第十四款を次のように改める。

第十四款 削除

第四百四十条から第四百四十二条まで 削除

第五百五十六条の四の表鳥取県営新町駐車場の項を削る。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十号

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則

鳥取県立専修職業訓練校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（職業訓練の種類等）」に改め、同条第一項中「の訓練課程の訓練科、」を「で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその」に改め、同項の表を次のように改める。

鳥取県立米子専修職業訓練校			鳥取県立倉吉専修職業訓練校			訓練校の名称
能力再開 発訓練	養成訓練		能力再開 発訓練	養成訓練		職業訓練 の種類
職業転換 課程	普通課程	専修訓練 課程	職業転換 課程	普通課程	専修訓練 課程	訓練課程
洋 裁 科 自動車整備科 建築科 ブロック建築科 木工科 理事事務科	洋 裁 科 自動車整備科 建築科 理事事務科	建 築 科 木 工 科	土 木 科 建築科 自動車整備科 木工科	土 木 科 自動車整備科 OA電子科	建 築 科 木 工 科	訓 練 科
二〇人 一〇人 二〇人 二〇人 二〇人 一〇人	二〇人 二〇人 一〇人 二〇人	一〇人 一〇人	一〇人 一〇人 二〇人 一〇人 一〇人	二〇人 二〇人 一〇人	一〇人 一〇人 一〇人	訓練生 定員
一年	一年	一年	一年	一年	一年	訓練 期間

第二条第二項中「技能向上訓練課程及び職業転換訓練課程の」を「向上訓練その他の職業訓練で臨時に行うものの訓練課程及び」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十一号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則
鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則（昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

土地改良事業の名称	初年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1 かんがい排水事業	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{5}{100} \times b + a \times \frac{5}{100} \times (1-c) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{4}{100} \times b$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{3}{100} \times b$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{2}{100} \times b$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{1}{100} \times b$
	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{5}{100} \times b + a \times \frac{5}{100} \times (1-c) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{4}{100} \times b$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{3}{100} \times b$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{2}{100} \times b$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{1}{100} \times b$
2 農道整備事業	(1) 農道の舗装のみを行うもの $a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{5}{100} \times b + a \times \frac{5}{100} \times (1-c) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{4}{100} \times b$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{3}{100} \times b$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{2}{100} \times b$	$a \times \frac{1}{100} + a \times \frac{1}{100} \times b$
	(2) (1)に規定するもの以外のもの $a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{15}{100} \times b + a \times \frac{15}{100} \times (1-c) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{12}{100} \times b$	$a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{9}{100} \times b$	$a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{6}{100} \times b$	$a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{3}{100} \times b$
3 土地改良総合整備事業(区画整理事業を基幹事業とするものに限る。)	(1) 事業の施行地域の平均耕作配が80分の1以上であるもの $a \times \frac{6}{100} + a \times \frac{30}{100} \times b + a \times \frac{30}{100} \times (1-c) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{6}{100} + a \times \frac{24}{100} \times b$	$a \times \frac{6}{100} + a \times \frac{18}{100} \times b$	$a \times \frac{6}{100} + a \times \frac{12}{100} \times b$	$a \times \frac{6}{100} + a \times \frac{6}{100} \times b$
	(2) 振興山村及び過疎地域において行うもの(1)に規定するものを除く。 $a \times \frac{5}{100} + a \times \frac{25}{100} \times b + a \times \frac{25}{100} \times (1-c) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{5}{100} + a \times \frac{20}{100} \times b$	$a \times \frac{5}{100} + a \times \frac{15}{100} \times b$	$a \times \frac{5}{100} + a \times \frac{10}{100} \times b$	$a \times \frac{5}{100} + a \times \frac{5}{100} \times b$
4 農地開発事業	(3) (1)及び(2)に規定するもの以外のもの $a \times \frac{4}{100} + a \times \frac{20}{100} \times b + a \times \frac{20}{100} \times (1-c) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{4}{100} + a \times \frac{16}{100} \times b$	$a \times \frac{4}{100} + a \times \frac{12}{100} \times b$	$a \times \frac{4}{100} + a \times \frac{8}{100} \times b$	$a \times \frac{4}{100} + a \times \frac{4}{100} \times b$
	$a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{15}{100} \times b + a \times \frac{15}{100} \times (1-c) \times \frac{9}{100}$	$a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{12}{100} \times b$	$a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{9}{100} \times b$	$a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{6}{100} \times b$	$a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{3}{100} \times b$

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十二号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則（昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項の表中

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（以下「臨海公園」という。）に設けられたもの

午前九時から午後十時まで

を

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（以下「臨海公園」という。）

テニスコート（全天候型のものに限る。）

あやめ池スポーツセンター
テニスコート（全天候型のものを除く。）
アーチェリー場

午前九時から午後五時（四月一日から九月三十日までの間にあつては、午後七時）まで

に改める。

午前九時から午後十時まで

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県繭鑑定規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十三号

鳥取県繭鑑定規則を廃止する規則

鳥取県繭鑑定規則（昭和二十八年七月鳥取県規則第五十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表米子西高等学校の項中「米子市錦町一丁目一〇三」を「米子市大谷町二〇〇」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「七千円」を「八千円」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 昭和六十二年四月一日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者（同日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学

年又は年次に在学することとなつた者を含む。)に係る修学奨励金の額については、この規則による改正後の鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。